

地域福祉計画策定事業

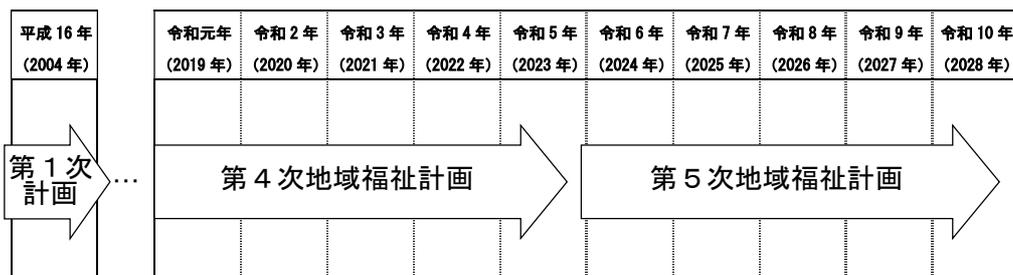
健康福祉部福祉総務課
電話: 457-2326

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	3,760	0	0	0	3,760

目的	年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが住みなれた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域社会づくりに向け、次期「地域福祉計画」を令和5年度に策定する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第107条に基づき、平成15年度の第一次地域福祉計画策定以来、5年毎に計画の策定を行ってきた。 ・現在の第4次地域福祉計画が令和5年度末で終期を迎えるため、令和4年度から実態調査等の策定作業に着手。
事業内容	<p>1 計画概要</p> <p>名称 第5次浜松市地域福祉計画</p> <p>計画期間 5年間（令和6年度～令和10年度）</p> <p>計画内容 住民、福祉サービス事業者、ボランティアなど様々な福祉活動の担い手、行政などが連携・協力して取り組む活動の指針</p> <p>2 地域福祉計画の策定</p> <p>(1) 関係団体・関係機関との意見交換会及び庁内会議の開催</p> <p>(2) 社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催（4回）</p> <p>(3) パブリックコメントの実施</p> <p>3 スケジュール</p> <p>令和5年 4月～ 関係団体・関係機関との意見交換会</p> <p>5月～ 社会福祉審議会地域福祉専門分科会</p> <p>12月～ パブリックコメントの実施</p> <p>令和6年 3月 計画策定・公表</p>

◆次期計画期間・・・令和6年度から令和10年度



社会福祉協議会地域福祉活動助成事業

健康福祉部福祉総務課
電話: 457-2326

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	181,400	0	0	35,000	146,400

※財源（その他）地域振興等基金繰入金

目的	浜西市社会福祉協議会（以下「市社協」。）が行う地域福祉活動の育成支援に係る事業の助成を行うことにより、地域福祉の推進を図る。																						
背景	市社協は、行政や各種組織・団体と連携を図りながら、地域住民、社会福祉の関係者などの協力を得て、公的制度や民間サービスでは対応し難い多様な課題に取り組んでいる。																						
事業内容	令和5年度においては、市社協が実施する地区社会福祉協議会（以下「地区社協」。）への支援事業について、下記の見直しを行う。																						
	1 地区社協を1か所新設（駅南地区）																						
	2 高齢者等からのニーズが高い2事業について、実績に応じた補助額となるよう制度を見直し、地区社協の活動を支援。																						
	事業名	現行		見直し																			
サロン活動推進事業 （内容） 住民同士の助け合いや支 えの輪を広げるための交 流を目的としたサロン活 動	・ 1～3 回実施 5,000 円 ・ 4 回以上 20,000 円		・ 1 回実施につき 2,000 円 （上限：年間 24 回）																				
地域助け合い支援事業 （内容） 地区社協が実施する日常 生活上の家事等の支援の ために協力員を派遣	・ 基本補助 1 地区社協あたり 20,000 円 ・ 実績補助 派遣 1 人につき 200 円		・ 実績補助 派遣人数 1 人につき 300 円 車両稼働 1 台につき 400 円																				
<p><地区社協の設置数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>55</td> <td>56</td> <td>56</td> <td>56</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>								年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	設置数	54	54	55	56	56	56	57
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																
設置数	54	54	55	56	56	56	57																

〈新規〉社会福祉法人等指導監査における会計の専門家活用事業

健康福祉部福祉総務課

電話：457-2329

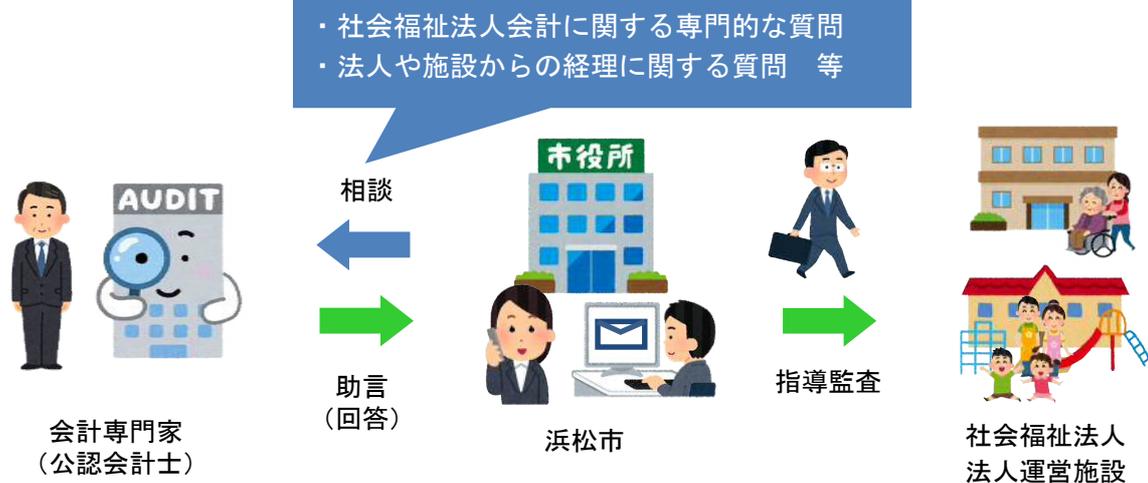
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	300	0	0	0	300

※指導監査事業の一部

目的	適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保するため、会計の専門家を活用し、市内の社会福祉法人及び社会福祉施設（以下、「社会福祉法人等」）に対する指導監査の質の向上を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営組織のガバナンス強化や運営の透明性を確保するため、平成 28 年に社会福祉法の制度改革が行われたが、一部の社会福祉法人等で不適切な運営が指摘されている。 ・ 社会福祉法人会計は、事業利益を社会福祉事業等に再投下する必要があるなど、一般的な法人経営とは異なり、その複雑性から指導監査においても専門的な知識が必要不可欠である。
事業内容	<p>1 会計に関する専門的な助言・相談（アドバイザー）</p> <p>(1) 実施方法 社会福祉法人等の会計処理に関する優れた識見を有する公認会計士をアドバイザーとして委嘱し、指導監査に関する助言・相談体制を構築</p> <p>(2) 報酬 25,000 円/月×12 か月</p> <p>(3) 事業効果 ・ 会計に関する社会福祉法人等への的確な指導 ・ 指導監査担当職員の監査能力の向上</p> <p>2 指導監査の対象</p> <p>(1) 浜松市所管社会福祉法人数 91 法人</p> <p>(2) 法人運営施設 196 施設 (保護施設：4 施設、障害者支援施設：15 施設、老人福祉施設：98 施設、児童福祉施設：79 施設)</p>

<イメージ図>



〈新規〉戦後世代の語り部育成事業

健康福祉部福祉総務課
電話: 457-2326

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	1,133	0	0	0	1,133

※戦没戦災遺家族等援護事業の一部

目的	戦争の悲惨さと平和の尊さを未来に引き継ぐため、労苦体験者が見た光景や感じたこと等の労苦体験の話を語り継ぐ戦後世代の「語り部」を育成する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後 77 年が経過し、戦中・戦後の労苦を直接体験した者が減少している。 ・市内の遺族会、戦災遺族会の会員の高齢化が進み、労苦体験を戦後世代に継承するための活動が大きな課題となっている。
事業内容	<p>語り部を育成する研修会を実施。</p> <p>1 研修プログラム (1) 回数 年 10 回程度 (2) 内容 ・基礎知識 ・テーマ講義 ・実地研修 ・体験者との交流会 ・講話実習</p> <p>2 研修参加 高校生以上を対象に 20 人程度を公募</p>
<p><事業概要></p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 20%;"> <p><研修生公募></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 人程度 </div> <div style="font-size: 2em; color: green;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 20%;"> <p><育成概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 語り部としての基礎知識を習得 ・ 語り部としての実践活動を通じてスキルアップ </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><研修終了後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部からの要請に応じた出張講話 ・ 小中高への語り部派遣講話 ・ 浜松復興記念館来館者向けの講話 ・ 各種イベント等での講話 ・ その他戦争の悲惨さと平和の尊さを継承する活動 </div>	

障害者（児）自立支援給付事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話：457-2863

(単位：千円)

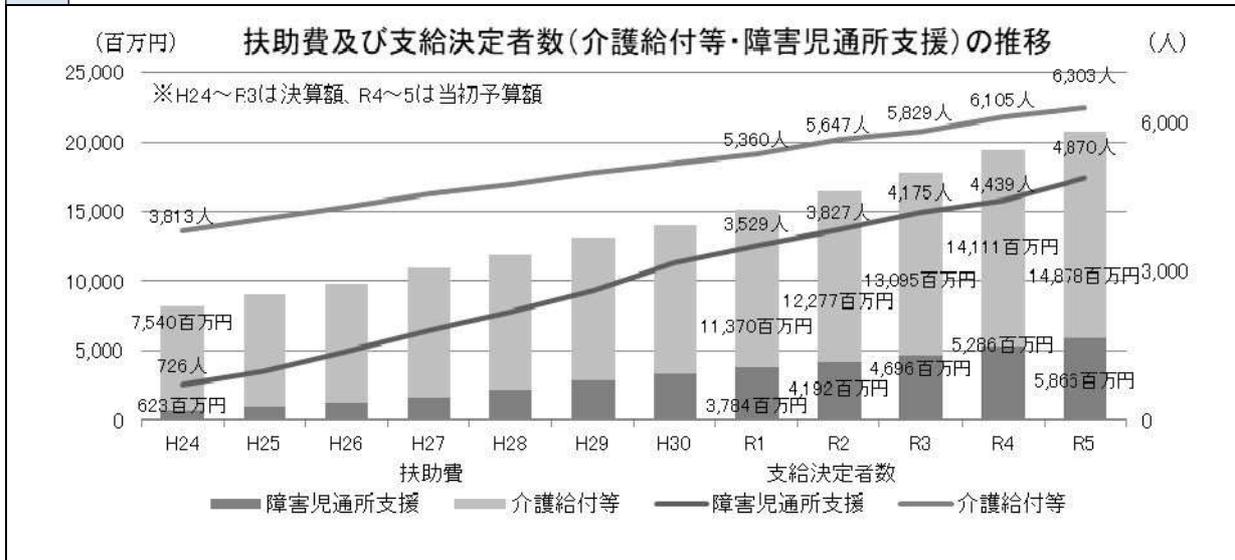
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	22,789,492	16,728,261	0	11	6,061,220

※財源（その他）知的障害者措置費負担金

目的	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がいのある人が自立した生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等にかかる給付を行う。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳の所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの利用者数も増加している。 ・ 特に障害児通所支援事業については、発達障害の認知の広がり等によるニーズの高まりに伴い、サービス量が大きく拡大している。

(単位：千円)

事業内容	区分	事業内容	R5
	障がい者	介護給付等事業	居宅介護及び生活介護などの障害福祉サービスの提供
障害支援区分 審査会運営事業		障害支援区分認定にかかる調査及び審査会の運営	13,531
自立支援医療事業		更生医療及び精神通院医療に対する助成	2,022,645
補装具費支給事業		補装具の購入費又は修理費の支給	78,103
小計			16,915,128
障がい児	障害児通所支援事業	児童発達支援及び放課後等デイサービス等の 障害児通所支援の提供	5,752,916
	介護給付等事業	居宅介護及び短期入所等の障害福祉サービスの提供	92,235
	補装具費支給事業	補装具の購入費又は修理費の支給	29,213
	小計		5,874,364
合計			22,789,492



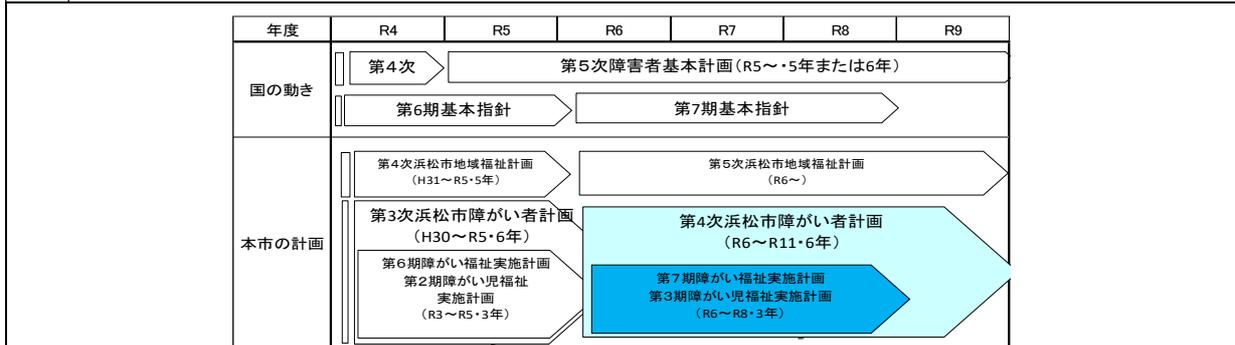
障害者計画策定事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2034

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	6,610	0	0	0	6,610

目的	障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加のための総合的な施策に関する基本計画を策定する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法及び児童福祉法において、市町村ごとの計画策定義務が義務付けられている。 ・「第3次浜松市障がい者計画」、「第6期浜松市障がい福祉実施計画」及び「第2期浜松市障がい児福祉実施計画」が令和5年度末に終期を迎えるため、令和4年度から実態調査等の策定作業に着手。
事業内容	<p>1 計画概要</p> <p>(1) 名称 第4次浜松市障がい者計画 計画期間 6年間(令和6年度～令和11年度) 計画内容 障がいのある人の自立及び社会参加支援に向けた総合的計画</p> <p>(2) 名称 第7期浜松市障がい者福祉実施計画・第3期浜松市障がい児福祉実施計画 計画期間 3年間(令和6年度～令和8年度) 計画内容 障害福祉サービスの見込量とその確保の方策</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 関係団体・関係機関との意見交換会及び庁内会議の開催 (2) 浜松市障害者施策推進協議会の開催(4回) (3) パブリック・コメントの実施</p> <p>3 スケジュール</p> <p>令和5年 4月～ 関係団体・関係機関との意見交換会 5月～ 浜松市障害者施策推進協議会 12月～ パブリック・コメントの実施</p> <p>令和6年 3月 計画策定・公表</p>



外出支援事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2212

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	131,847	0	0	0	131,847

目的	障がいのある人に対する外出支援制度について、真に支援を必要とする人が適切な支援を受けられる制度へ見直しを図る。	
背景	令和3年5月議会において、障害者手帳の等級による一律の支給ではなく、必要な人に必要な支援となる外出支援制度とするよう提言があった。	
事業内容	1 外出支援助成券交付事業 96,757千円	
	区分	見直し前
	対象	身体障害者手帳 1級～4級 療育手帳 A1～B1 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級
	対象人数	29,687人
	券種	電車・バス共通カード タクシー利用券 地域バス乗車券 天竜浜名湖鉄道乗車券 鍼灸マッサージ券 ガソリン券(一部地域のみ) ※6種類から1種類を選択
	金額	7,000円
		見直し後
		身体障害者手帳 1級～4級 療育手帳 A1～B1 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 ※自動車税の減免を受けている人は除く
		20,472人
		電車・バス共通カード タクシー利用券 地域バス乗車券 天竜浜名湖鉄道乗車券 鍼灸マッサージ券 (ガソリン券は廃止) ※5種類から1種類を選択
	7,000円	
	2 (新規) 視覚障害者等外出応援事業 29,222千円 ※1との重複が可能 対象 : 身体障害者手帳を所持し、視覚障害1級、2級、 肢体不自由1級(上肢、下肢、体幹、上肢機能・移動機能) 但し、自動車税の減免又は福祉タクシー利用支援事業の適用を受けている人は除く 券種 : タクシー利用券 金額 : 20,000円(500円×40枚)	
	3 福祉タクシー利用支援事業 2,400千円 ※1との重複が可能 対象 : 電動車椅子を利用している人 券種 : タクシー利用券 金額 : 20,000円(1,000円×20枚)	

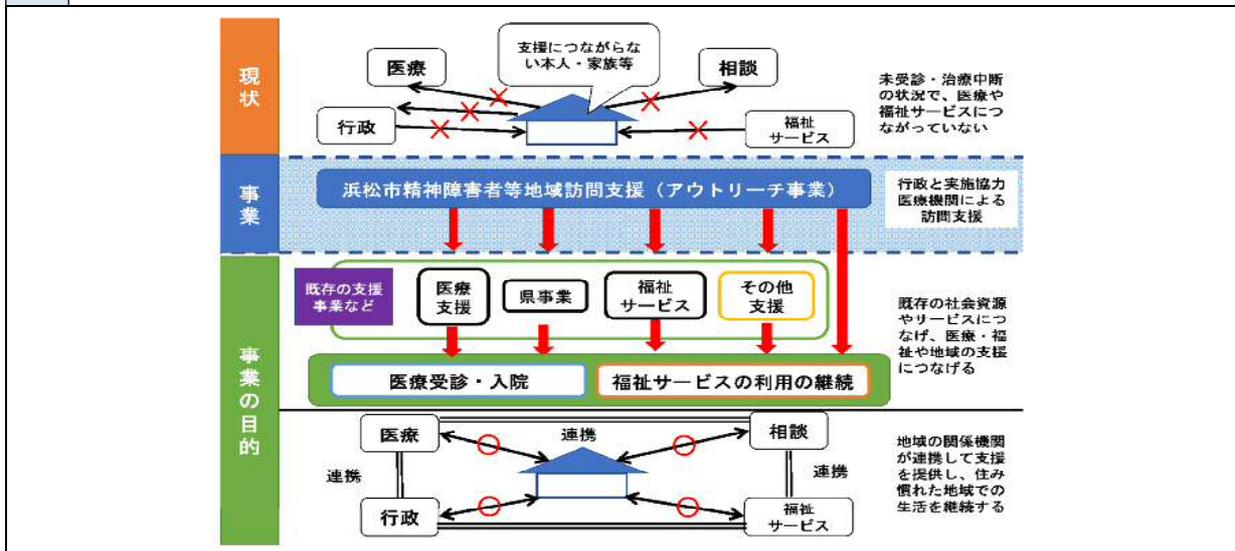
〈新規〉精神障害者等地域訪問支援（アウトリーチ）事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話：457-2213
-----------------------------------	-----------------------------

（単位：千円）

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	1,015	507	0	0	508

※こころの健康づくり推進事業の一部

目的	医療や福祉サービスなどの支援につなげていない人及びその家族に対し、訪問による包括的な支援を行うことにより、住み慣れた地域での生活の継続を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上の様々な問題を抱え、支援が必要な状況にある精神科未受診の人や治療を中断している人は、医療や福祉などの必要な支援につなげていない場合が多い。 ・支援につながらない人やその家族に対しては、家庭への訪問により支援を届けることで、地域生活の継続につなげることが期待される。
事業内容	<p>行政と医療機関の多職種からなる専門チームによる訪問型の支援を実施し、必要に応じて医療や福祉サービスの支援へつなげる。</p> <p>1 対象者 精神科での治療中断者や精神障がいの疑いがある未治療者で、既存の支援体制では必要な支援につながらず地域社会での生活が困難な人。</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 行政（障害保健福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業利用の受付、実施に向けた調整、会議の開催、支援計画の作成 ・訪問支援（家族相談、本人相談） <p>(2) 実施協力医療機関（市内4医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種の専門職による、訪問支援（家族相談、本人相談、医学的アセスメント） ・実施協力医療機関は静岡県精神障害者地域生活支援訪問事業登録医療機関（三方原病院、ぴあクリニック、神経科浜松病院、メンタルクリニック・ダダ）を選定



〈新規〉 依存症対策地域支援事業

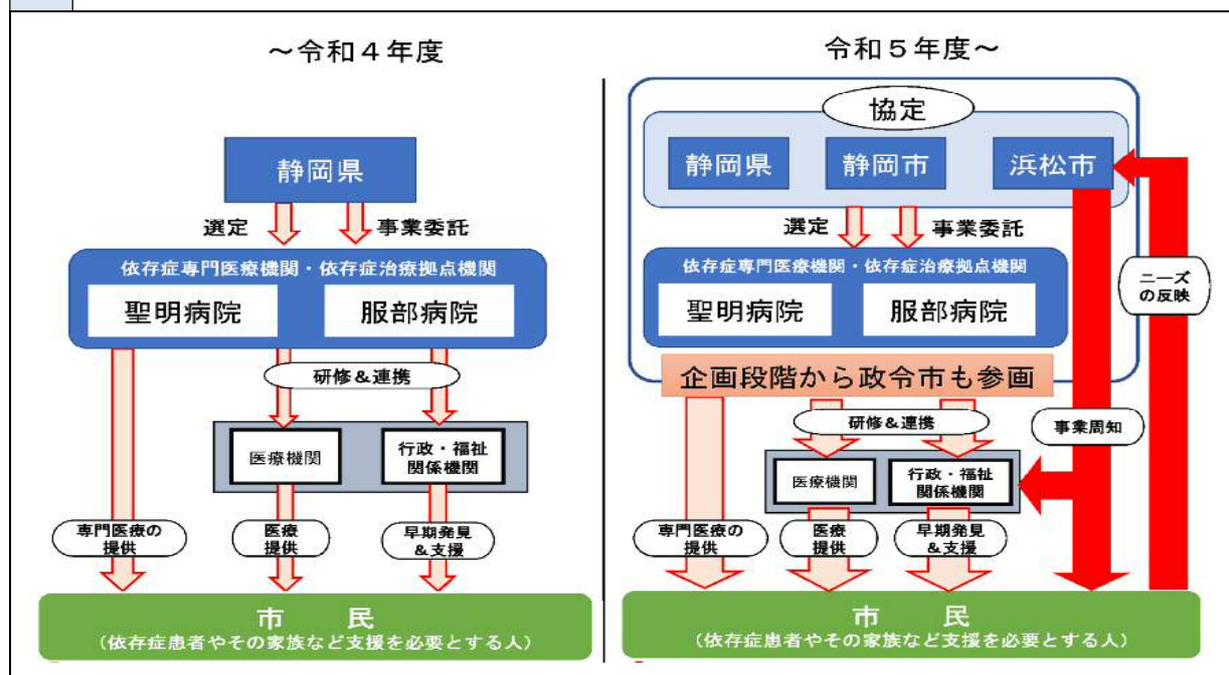
健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2213

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	976	488	0	0	488

※こころの健康づくり推進事業の一部

目的	「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」を選定し、依存症に対応する専門的な医療提供体制を整備するとともに、依存症等の患者が地域で適切な医療を受けられるようにするため、「依存症対策地域支援事業」を県及び静岡市と共同で実施する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・国は「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」の整備を、全都道府県及び指定都市に求めており、平成30年10月に県は富士市及び磐田市の2病院を選定した。 ・浜松市には対象医療機関がないため、県及び静岡市との共同により、依存症患者等への支援の充実を図る必要がある。
事業内容	<p>県及び静岡市と協定を締結し、令和5年4月1日から共同で県が選定した2医療機関において、下記の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 依存症支援者研修事業 依存症患者等を支援する人材を養成するための研修会等の開催 2 依存症の治療・回復支援事業 依存症患者等を対象に行う集団回復プログラム等を実施 3 依存症患者の家族支援事業 依存症患者等の家族への心理教育や家族会の開催 4 患者支援事業 受診後又は退院後の患者の支援について関係機関と連携しながら環境を整備



障害者施設整備費助成事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話:457-2860

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	41,300	27,533	0	0	13,767

目的	社会福祉施設等の施設整備を行う社会福祉法人等に対し、施設整備にかかる経費を対象として補助金を交付することで、社会福祉の増進を図る。								
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型事業所の「作業所せきれい(天竜区二俣町二俣)」は、築54年が経過し、耐震調査の結果、施設の安全性に重大な懸念が認められた。 ・天竜区において、就労継続支援B型事業所は2事業所だけであり、施設を改築することで、中山間地域に暮らす障がいのある人に対する支援の充実及びサービス提供の安全性の確保を図る必要がある。 								
事業内容	<p>就労継続支援B型事業所の改築に対する助成。</p> <p>1 整備事業所</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>法人名</th> <th>施設名</th> <th>サービス</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(特非)せきれい</td> <td>作業所せきれい</td> <td>就労継続支援B型</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 総事業費及び補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費 78,196千円(補助対象経費 55,067千円) ・補助額 41,300千円(国1/2、市1/4) ・事業者負担 36,896千円 	法人名	施設名	サービス	定員	(特非)せきれい	作業所せきれい	就労継続支援B型	20名
法人名	施設名	サービス	定員						
(特非)せきれい	作業所せきれい	就労継続支援B型	20名						

【位置図(天竜区二俣町二俣 1900番地)】

【作業風景】



高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業

健康福祉部高齢者福祉課
電話:457-2789

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	3,164	0	0	0	3,164

※関連課 健康福祉部介護保険課 (電話:457-2862)

目的	高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施を図るため、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体化した総合的な計画を策定する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・現在 22 万 5 千人の市内高齢者人口は、令和 22 年にはピークの 23 万 9 千人となることが見込まれており、高齢者福祉施策の重要性が増している。 ・老人福祉法及び介護保険法において、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定が義務付けられており、現計画「はままつ友愛の高齢者プラン」が令和 5 年度末で終期を迎えるため、令和 4 年度から実態調査等の策定作業に着手。
事業内容	<p>1 計画概要</p> <p>名 称 第 10 次浜松市高齢者保健福祉計画・第 9 期浜松市介護保険事業計画 (はままつ友愛の高齢者プラン)</p> <p>計画期間 3 年間 (令和 6 年度～令和 8 年度)</p> <p>計画内容 高齢者の現状と施策の方向性、重点施策、介護保険サービス 見込量及び保険料の算定</p> <p>2 はままつ友愛の高齢者プラン策定</p> <p>(1) 関係機関との意見交換会及び庁内会議の開催</p> <p>(2) 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び介護保険運営協議会の開催 (5 回)</p> <p>(3) パブリックコメントの実施</p> <p>3 スケジュール</p> <p>令和 5 年 4 月～ 関係機関との意見交換会 6 月～ 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会、介護保険運営協議会 11 月～ パブリックコメントの実施</p> <p>令和 6 年 3 月 計画策定・公表</p>

◆次期計画期間・・・令和 6 年度 (2024 年度) ～令和 8 年度 (2026 年度) (3 年間)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第 10 次浜松市高齢者保健福祉計画 第 9 期浜松市介護保険事業計画	/			実態 調査	計画 策定	計画 期間		
第 9 次浜松市高齢者保健福祉計画 第 8 期浜松市介護保険事業計画	実態 調査	計画 策定	計画 期間			/		

子ども・若者支援プラン策定事業

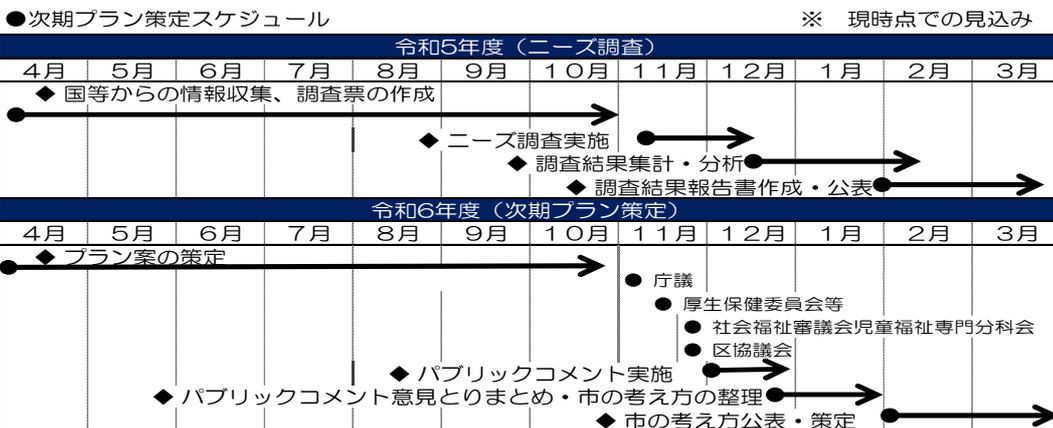
こども家庭部次世代育成課
電話: 457-2795

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	4,875	0	0	0	4,875

※子ども・若者支援プラン推進事業の一部

目的	「第2期 浜松市子ども・若者支援プラン」(計画期間: 令和2年度~令和6年度)の次期計画(計画期間: 令和7年度~令和11年度)策定に当たり、「子ども・子育て支援事業」に係るニーズ調査を実施する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法第61条第1項で、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めると規定されている。 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項で、子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう規定されている。
事業内容	<p>国が示す調査内容、調査範囲等に基づき、ニーズ調査を実施し、今後の子ども施策の基礎資料とする。</p> <p>1 調査対象 就学前児童の保護者 3,000人 就学児童の保護者 2,000人</p> <p>2 調査期間 令和5年11月頃予定</p> <p>3 調査項目 保護者の就労状況、就労希望 教育・保育の利用状況、利用希望 地域の子育て支援事業の利用状況、利用希望 ほか</p> <p>4 委託内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査票の企画・作成(紙調査・WEB調査併用。うち、紙調査票を作成。WEB調査は市がLoGoフォームで作成。) 依頼文及び紙調査票の郵送 郵送回収及び回答済み調査票の確認作業 オンライン回答の確認作業 データ入力及びデータ集計処理 教育・保育、地域子ども子育て支援事業の需給量の推計 調査結果の分析及び報告書の作成



結婚新生活支援事業

こども家庭部次世代育成課
電話: 457-2795

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	53,100	35,400	0	0	17,700

※地域少子化対策強化事業の一部

目的	<p>婚姻に伴う新生活開始のための住宅・引越等に係る費用の補助により未婚化及び晩婚化を抑制し、早い時期から妊娠・出産・子育てを視野に入れたライフプランを意識させ、実現につなげることで、将来の本市の出生数及び合計特殊出生率の増加につなげる。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・晩婚化・晩産化等により妊娠・出産を希望する世帯が理想とする子供の数を叶えられていない現状にあり、本市の出生数及び合計特殊出生率は年々減少している。 ・令和3年度に本市が実施した「子育て・少子化に関するアンケート」では、「結婚にあたり、最も不安な事柄は経済的不安」であるとの結果が出ている。
事業内容	<p>婚姻に伴う新生活のスタートにかかる費用を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象世帯（以下、すべてに該当する世帯） <ul style="list-style-type: none"> ・期間 令和5年4月1日から令和6年1月31日に婚姻届を提出し受理された夫婦 ・年齢 夫婦共に39歳以下 ・所得 世帯所得500万円未満 ※令和5年度 世帯所得要件緩和（令和4年度：世帯所得400万円未満） 2 対象経費 <p>婚姻に伴い、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの間に支払った経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得費用 ・住宅のリフォーム費用 ・住宅賃借費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料） ・引越費用 3 補助上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦共に29歳以下の世帯：60万円 ・夫婦共に39歳以下の世帯：30万円
<p>【事業実施イメージ】</p>	

〈新規〉 こども 110 番の家実態調査事業

こども家庭部青少年育成センター
電話:457-2418

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	1,568	0	0	0	1,568

※(青少年活動費)会計年度任用職員、青少年健全育成事業の一部の合計

目的	<p>子供が不審者に遭遇する等、危険を感じた時に、緊急的に避難できる場所「こども110番の家」に登録している家屋・店舗等の実態調査を行い、子供が安全に避難できる環境を整備する。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・こども110番の家は平成21年度から浜松市で統一的に事業を開始して以来、健全育成会が登録申請等を受け付け、名簿等を随時更新してきた。 ・3年に1度、市内48健全育成会に実態把握を実施してきたが、実態把握の方法を定めておらず、育成会ごとに管理に差があるため、令和4年度から市が登録申込みから名簿の管理まで一括して実施している。
事業内容	<p>こども110番の家として登録のある家屋・店舗等約7,000件に対し、登録継続の意思確認を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵送調査 4月～7月 返信はLoGoフォームと郵送(受取人払い)を併用 <ul style="list-style-type: none"> ・調査書を郵送し、登録内容、継続意思の確認 ・開封、精査、LoGoフォームの確認 2 現地調査 5月～12月 <ul style="list-style-type: none"> ・郵送調査で宛所不明・回答がなかった調査対象(約1,000件を想定)を訪問し、現地確認 ・住人がいない場合は登録抹消の手続き 3 報告 12月 <p>調査結果を取りまとめ、各地区健全育成会へ報告 今後5年に一度定期的な調査を行う。</p>



SNS を活用した若者相談支援事業

こども家庭部青少年育成センター
電話: 457-2418

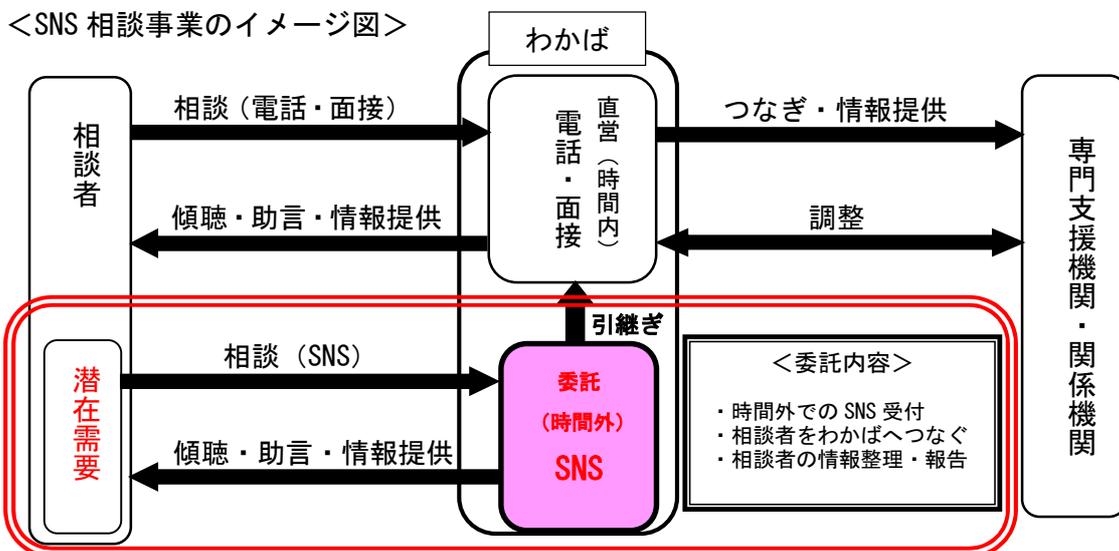
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	14,675	0	0	0	14,675

※青少年活動デジタル運営経費の一部

目的	電話相談等に踏み切れない若者に対し、SNS を活用した相談を実施し、若者相談支援窓口「わかば」の充実を図る。													
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 (2013 年) 10 月に若者相談支援窓口「わかば」を設置し、相談員として社会福祉士 1 名 (会計年度任用職員) を配置している。 SNS による相談件数は年々増加しており、若者本人からの相談が全体の約 8 割を占める。 													
事業内容	<p>LINE (わかものライン相談@浜松市) による若者相談支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象者 浜松市に在住又は通学・通勤する概ね 15 歳から 40 歳未満の者及びその家族 相談対応 日常生活、不登校、ひきこもり、発達障がい、心の悩み等に関する相談を受け付け、関係機関の紹介、必要な情報の提供及び助言を行う。 実施期間 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日数</td> <td>100 日</td> <td>80 日</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>5 月～ (週 2 日) 相談強化期間 (12 日)</td> <td>8 月～ (週 2 日) 相談強化期間 (18 日)</td> </tr> <tr> <td>相談時間</td> <td colspan="2">午後 6 時から午後 10 時</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和 5 年度	令和 4 年度	日数	100 日	80 日	期間	5 月～ (週 2 日) 相談強化期間 (12 日)	8 月～ (週 2 日) 相談強化期間 (18 日)	相談時間	午後 6 時から午後 10 時	
区分	令和 5 年度	令和 4 年度												
日数	100 日	80 日												
期間	5 月～ (週 2 日) 相談強化期間 (12 日)	8 月～ (週 2 日) 相談強化期間 (18 日)												
相談時間	午後 6 時から午後 10 時													

< SNS 相談事業のイメージ図 >



〈新規〉ヤングケアラー支援推進事業

こども家庭部子育て支援課
電話:457-2792

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	7,465	4,975	0	1,326	1,164

※(子ども保護対策費)会計年度任用職員の一部、(新規)ヤングケアラー支援推進事業の合計
※財源(その他)子どもの未来応援基金繰入金

目的	ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、ヤングケアラー支援体制を整備し、ヤングケアラーの負担を軽減する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が令和4年度から3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」と示しており、地方公共団体におけるヤングケアラーの支援体制の在り方の検討および当事者団体や支援団体のネットワークづくりの支援について求められている。 令和4年度に庁内の福祉・介護・医療・教育等の関係部署による連携強化のため、庁内ワーキングを設置した。
事業内容	<p>1 ヤングケアラー研修支援事業 1,390千円 市民及び福祉、介護、医療、教育等の関係機関職員に対し、ヤングケアラーについての研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民向け研修 年2回開催 専門領域別研修 年5回開催(拡充) <p>2 (新規)ヤングケアラーのための養育支援ヘルパー事業 2,098千円 家事・育児支援ができるヘルパーを家庭に派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業内容 2時間/回(2回/日を限度) 概ね6か月~1年の間 <p>3 (新規)外国語対応通訳派遣支援事業 1,056千円 外国人の医療機関受診等に必要な通訳派遣を実施。</p> <p>4 (新規)ヤングケアラー・コーディネーターの配置 2,921千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師や社会福祉士等、相談マネジメント経験のあるヤングケアラー・コーディネーターを1人配置。 相談受理から支援策へのつなぎ、相談者への助言・サービスの紹介等を行う。

【ヤングケアラーの実態の一例】



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



目を離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・掃除・洗濯などの家事をしている。

〈新規〉 こども家庭センター設置事業

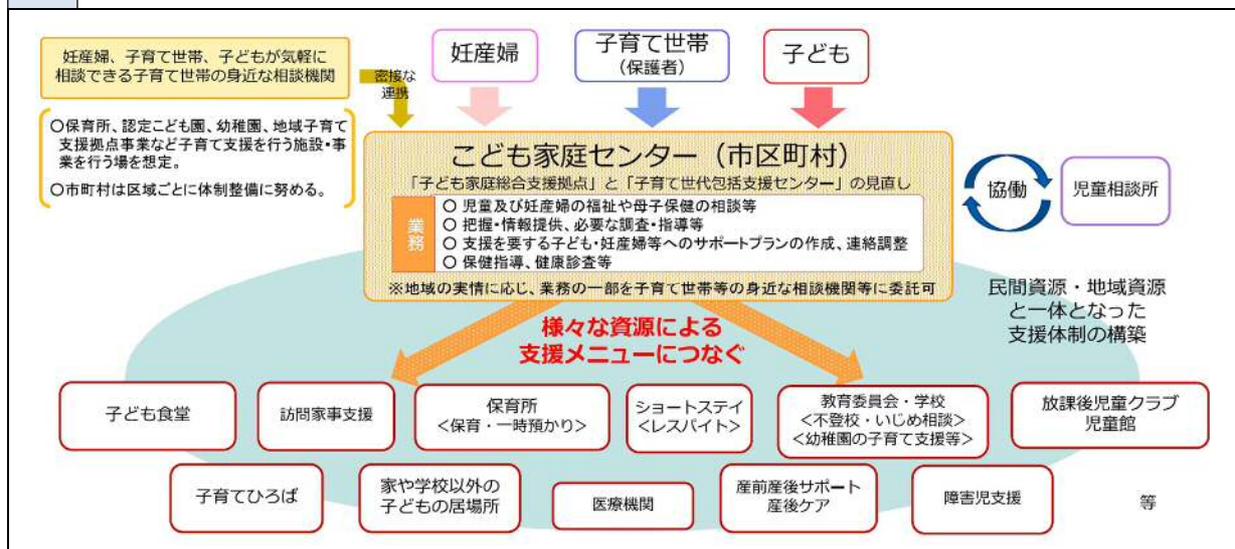
こども家庭部子育て支援課
電話:457-2792

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	30,020	27,014	0	0	3,006

※児童家庭相談事業の一部

目的	児童福祉と母子保健の一体的な提供を行う「こども家庭センター」を各区・行政センターに設置することで、妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、ワンストップで包括的な相談支援を行う。																
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市区町村の体制強化としてこども家庭センターの設置が努力義務と規定された。 ・児童福祉を担う社会福祉課と母子保健を担う健康づくり課を隣接させ、一元的なマネジメント体制の構築が必要である。 																
事業内容	<p>1 こども家庭センターの設置・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区役所の既存の子ども家庭総合支援拠点（各区家庭児童相談室）と子育て世代包括支援センター（各区健康づくり課）を隣接させ連携強化を図る。 ・子育てワンストップ窓口により、妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う。 <p>2 設置時期・場所（予定）</p> <p>(1) 設置時期 令和6年4月1日</p> <p>(2) 場所</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 再編後</th> <th>中区※ 区役所</th> <th>東区 行政センター</th> <th>西区 行政センター</th> <th>南区 行政センター</th> <th>北区※ 行政センター</th> <th>浜北区 区役所</th> <th>天竜区 区役所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>場所</td> <td>市役所 本館2階</td> <td>現区役所 2階</td> <td>現区役所 2階</td> <td>現区役所 2階</td> <td>細江健康 センター内</td> <td>現区役所 1階</td> <td>天竜保健 センター内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中区は令和6年8月、北区は令和7年4月に開設予定</p>	区 再編後	中区※ 区役所	東区 行政センター	西区 行政センター	南区 行政センター	北区※ 行政センター	浜北区 区役所	天竜区 区役所	場所	市役所 本館2階	現区役所 2階	現区役所 2階	現区役所 2階	細江健康 センター内	現区役所 1階	天竜保健 センター内
区 再編後	中区※ 区役所	東区 行政センター	西区 行政センター	南区 行政センター	北区※ 行政センター	浜北区 区役所	天竜区 区役所										
場所	市役所 本館2階	現区役所 2階	現区役所 2階	現区役所 2階	細江健康 センター内	現区役所 1階	天竜保健 センター内										



〈新規〉子育て短期専任人員配置支援事業

こども家庭部子育て支援課
電話:457-2792

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	19,299	12,866	0	0	6,433

※子育て短期支援事業の一部

目的	児童養護施設等における子育て短期支援事業の専従・専任職員の配置支援を行うことにより、児童及び家庭の福祉向上を図る。
背景	児童の保護や預け入れは臨時的に発生するため、受け入れ先の入所施設の状況等により、受け入れを断られることもあり、受け入れ先の確保に課題を有する。
事業内容	<p>児童養護施設に対して子育て短期支援事業の専従・専任職員の配置に要する事業費の一部を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象施設 母子生活支援施設、児童養護施設 等 2 補助対象経費 子育て短期支援のために専従・専任職員を配置する経費 ・人件費（専従・専任職員の報酬、給料及び職員手当等） 3 補助率 10/10 4 補助基準額 1施設あたり 6,433千円

子育て短期専任人員配置支援事業のイメージ



入所施設の人員配置の状況等により、子育て短期支援事業の受け入れを断られることがある。

子育て短期専任人員配置



子育て短期専任人員配置による効果
・保護者が必要な時に安定して子どもを施設に預けることができる。

〈拡充〉子供の貧困対策コーディネーター事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

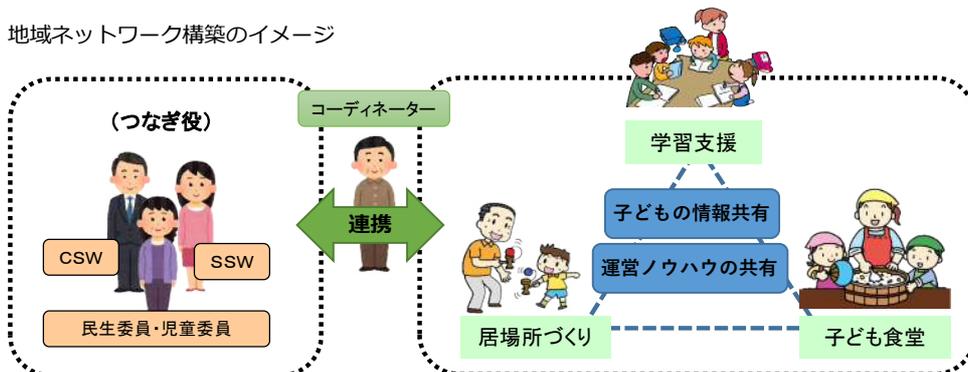
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	4,876	3,188	0	1,688	0

※財源(その他) 子どもの未来応援基金繰入金

目的	令和3年度に策定した「浜松市子どもの未来サポートプロジェクト」に基づき、子どもの貧困対策の地域連携の中心的な役割を果たすコーディネーターを配置し、子どもの貧困対策を推進する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「子供の貧困対策に関する大綱」(R1.11)を受け、本市の貧困対策推進計画である「浜松市子どもの未来サポートプロジェクト」(R3.10)を策定した。 ・上記プロジェクトの中で、子どもの貧困対策に関して、地域支援ネットワーク構築の中心的な役割を担う存在として子どもの貧困対策コーディネーターが位置づけられている。
事業内容	<p>地域で子どもを支える活動団体等の発掘・立上支援、支援を希望する市民とNPO団体などの支援機関とのつなぎを行うことで、貧困の連鎖を防止する。</p> <p>1 継続事業 地域の活動団体等の立上支援及び連携強化等、市民とNPO団体などのつなぎに関連する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂に対する食材確保や融通など ・個人や企業からの寄附の募集や周知 <p>2 令和5年度新規事業</p> <p>(1) 子どもの貧困対策地域ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂等が増加していることから、地域支援者をネットワークに加え、連携の場を設ける。 ・構成メンバー 地域支援者(民生委員・児童委員、学校等) 地域の支援団体(学習支援実施団体、子どもの居場所実施団体) <p>(2) ボランティアの確保及び養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学や専門学校等でのボランティアの募集、周知 <p>確保したボランティアを各種事業で活用するため、必要な知識の研修</p>

地域ネットワーク構築のイメージ



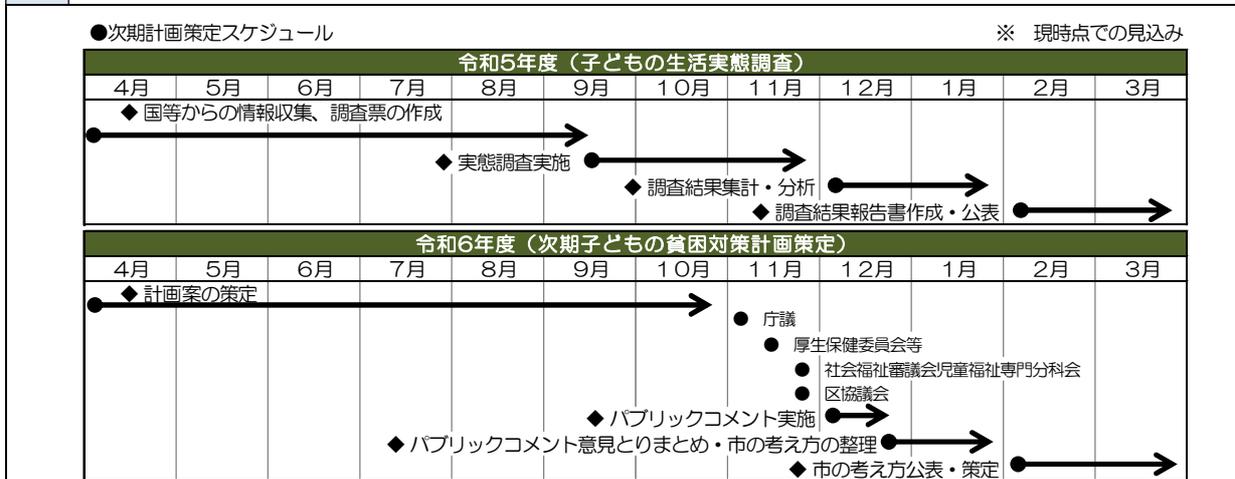
子どもの生活実態調査事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	5,402	1,500	0	0	3,902

目的	子どもの貧困に関する実態調査及び支援者ヒアリングを行い、「浜松市子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）」の見直しに必要な生活実態の把握及び課題の抽出を行う。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁の設置に伴い、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱の3つを一体化した、こども政策に係る新たな大綱が令和5年度に作成される。 ・令和7年3月末で、浜松市子どもの貧困対策計画が終期を迎えるため、改訂に向けて実態調査を実施する必要がある。
事業内容	<p>市内在住の保護者及び児童に対して、生活実態の把握やニーズ調査を実施し、今後の子どもの貧困対策施策の基礎資料とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査対象 <ul style="list-style-type: none"> ・小学5年生、中学2年生、高校2年生（相当）の児童及びその保護者各2,500世帯（合計7,500世帯） ・子ども食堂等を運営する支援団体、子どもの支援者 2 調査時期 令和5年9月頃（予定） 3 調査項目 <ul style="list-style-type: none"> （保護者）家計状況、子育ての悩み、支援制度利用希望 ほか （児童）健康や食事、学校生活や勉強、日々の生活 ほか （支援者）支援者から見た子どもや保護者の様子、支援の実態 ほか 4 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出した世帯に保護者用と児童用の調査票を送付し、それぞれの回答を世帯単位で回収・分析 ・支援団体、支援者には、ヒアリングやアンケート調査を実施



〈拡充〉学習支援事業

こども家庭部子育て支援課
電話:457-2792

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	57,749	43,895	0	13,245	609

※財源(その他)子どもの未来応援基金繰入金

目的	ひとり親家庭や生活困窮世帯など経済的困難を抱える家庭の児童に対し、義務教育期の学習支援を実施することにより、学習や進学に対する意欲を高め、貧困の連鎖を断ち切る。		
背景	令和2年度に実施した生活実態調査等の結果、生活困窮群8.6%のうち約8割(推計2,097人)が身近な場所での学習支援を希望している。		
事業内容	1 対象	経済的な理由や家庭環境により学習支援を必要とする概ね小学校4年生から中学校3年生までの児童のうち希望者。	
	2 実施方法	令和5年度より新たに子どもの生活支援及び居場所づくりを行う会場を設定し、単に勉強を教えるだけでなく、日常生活の支援等を行うことで、更なる児童の利用可能性を高める。	
	区分	令和5年度	令和4年度
	定員	600人	555人
	会場数	28会場(新規2会場) 小規模型(定員15人) 4会場 基本型(定員20人) 12会場 大規模型(定員25人) 12会場	26会場(新規4会場) 小規模型(定員15人) 4会場 基本型(定員20人) 11会場 大規模型(定員25人) 11会場
	送迎加算	5会場	5会場
	生活支援	11会場	—
	居場所づくり	12会場	—



〈区別の設置会場数〉

区分	R5(予定)	R4
中区	12	12
東区	3	2
西区	3	3
南区	3	2
北区	3	3
浜北区	3	3
天竜区	1	1
合計	28	26

子供の貧困対策総合支援事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	21,824	16,285	0	5,429	110

※財源（その他）子どもの未来応援基金繰入金

目的	子どもの貧困に対し、物価高騰の影響等で困窮する子育て世帯のための、食料品や生活用品などの配付及び子ども食堂等子どもの居場所を提供する NPO 法人等に対し、運営、立上げ補助の実施により、困窮や貧困を抱える子育て世帯の支援を行う。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響が長引くなか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が重なり、生活に困窮する子育て世帯が増えている。 ・国の地域子ども未来応援交付金に、令和 3 年度にはフードパントリー事業、令和 4 年度には子どもの居場所づくり事業のメニューが追加されたためそれぞれ助成事業を開始した。
事業内容	<p>1 子育て世帯に対するフードパントリー支援事業 18,000 千円</p> <p>(1) 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響による就労環境の悪化及び物価高騰の影響等で経済的に困窮している子育て世帯</p> <p>(2) 配付物品 食料品や生活用品（生理用品等衛生用品も可） 5,500 円/世帯 1 回の開催あたり 100 セット配付</p> <p>(3) 開催回数 3 団体が各 4 回開催（延べ 12 回）</p> <p>(4) 実施方法 NPO 法人や市民団体へ事業委託（公募型提案方式）</p> <p>2 子どもの居場所づくり助成事業 3,714 千円</p> <p>(1) 対象者 子どもの居場所（子ども食堂、学習支援等）を提供する NPO 法人等</p> <p>(2) 対象経費 子どもの居場所づくりに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規立上げ 新たな事業立上げに要する経費（設備賃借料等） ・事業費支援 会場借上げ費用、食事提供等に要する経費 <p>(3) 補助率 経費の 1/2 以内</p> <p>(4) 補助上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規立上げ 子どもの居場所 1 か所あたり 200 千円 ・事業費支援 子どもの居場所 1 か所あたり 77 千円 <p>複数事業実施の場合 25 千円加算 ※事業費支援は最初の申請から 3 回を限度とする</p>

子どもの居場所づくり助成事業イメージ



子ども医療費助成事業

こども家庭部子育て支援課
電話:457-2792

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	3,100,873	0	0	0	3,100,873

目的

18 歳年齢到達の年度末までの子どもの疾病やケガの早期発見・早期治療による医療費の抑制と保護者の経済的負担を軽減する。

背景

- ・本市では、子どもの医療費負担に対する助成を継続して実施している。
- ・乳幼児、小・中学生医療費及び高校生世代医療費について、入院無料及び0歳児通院無料に令和4年10月より制度を変更した。

事業内容

1 助成内容

区分	乳幼児	小・中学生、高校生世代
対象	0歳から 就学前	小1から18歳
自己負担	入院	なし
	通院	500円/回 ※0歳児に限り通院無料 (休診日・時間外診療は 500円/回)
助成方式	県内受診…現物給付 県外受診…償還払い (食事療養費等保険適用とならないものは助成対象外)	

2 見直し内容

高校生世代医療費助成の県補助事業の終了により、令和5年度から市単独事業として実施。



児童虐待防止のためのSNS相談事業

こども家庭部児童相談所

電話: 457-2703

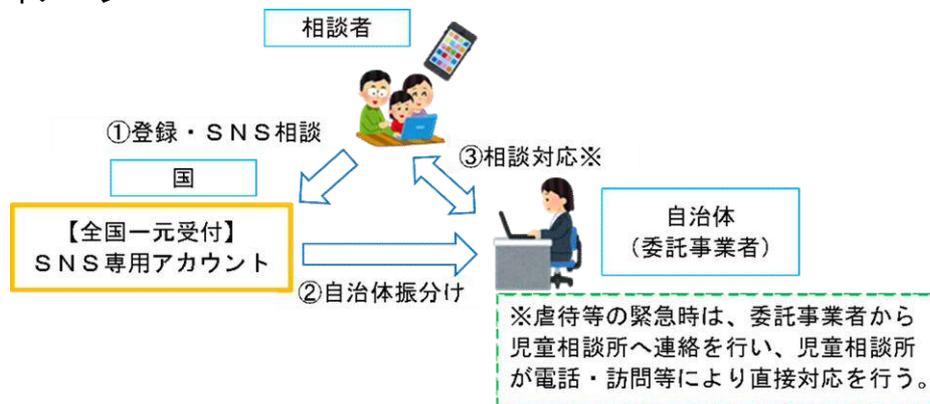
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	18,612	9,306	0	0	9,306

※児童相談所運営経費の一部

目的	全国一元的に開始される児童虐待防止のための SNS 相談について、業務委託することで専門的な対応が必要な SNS 相談対応を可能とする。									
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、児童虐待防止のための SNS を活用した全国一元的な相談の受付体制を、令和 5 年 2 月からの運用開始に向けてシステム構築に着手している。 ・国が構築するシステムは全国一元的な相談受付及び相談の自治体振り分け業務を目的としており、実際の相談対応は各自治体に委ねられるため、児童相談所設置自治体は相談対応の体制整備が必要となる。 									
事業内容	<p>全国一元的に受付が開始される児童虐待防止のための SNS 相談対応業務 ※24 時間 365 日の電話相談対応に加え、SNS 相談対応を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 主に浜松市内に居住する子ども及びその家族等 2 相談内容 子育て相談や児童虐待防止に関する相談等 3 実施期間 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期 間</td> <td>令和 5 年 4 月～</td> <td>令和 5 年 2 月～</td> </tr> <tr> <td>相談時間</td> <td>平日 10 時～20 時</td> <td>平日 9 時～17 時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 4 年度に 2 ヶ月間の試行のうえ、令和 5 年 4 月から本格実施</p>	区分	令和 5 年度	令和 4 年度	期 間	令和 5 年 4 月～	令和 5 年 2 月～	相談時間	平日 10 時～20 時	平日 9 時～17 時
区分	令和 5 年度	令和 4 年度								
期 間	令和 5 年 4 月～	令和 5 年 2 月～								
相談時間	平日 10 時～20 時	平日 9 時～17 時								

相談対応イメージ



〈新規〉 児童相談所への現職警察官の配置

こども家庭部児童相談所
電話: 457-2703

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	11,679	0	0	0	11,679

※児童相談所運営経費の一部

目的	増加傾向にある児童虐待への迅速かつ的確な対応にあたり、警察と機動的かつ円滑な連携を図るため現職警察官を配置する。									
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市児童相談所では相談経路のうち約4割が警察からであり、現在、警察OBを配置して対応しているが、重篤な虐待対応には更なる警察署との連携は不可欠である。 ・ 令和2年4月から静岡県中央児童相談所へ現職警察官（警部）が配置されており、令和4年4月からは、静岡県5児童相談所（中央・東部・富士・賀茂・西部）に現職警察官（警部補）が警察署との併任で配置されている。 									
事業内容	<p>静岡県の身分を保有したまま、市の職員を併任で配置</p> <p>1 現職警察官の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間 8:30~17:15 ・ 給 与 静岡県からの支給（浜松市から静岡県への負担金支払による） ・ 手当等 特殊勤務手当や時間外勤務手当、旅費などは市の規定で市が支給 ・ 休 暇 年次休暇、夏季休暇などは市の規程を適用 ・ 配置時期 令和5年4月1日から ・ 階級・人数 警部クラス 1名 ・ 業務内容 浜松市警察部及び市内6署との連絡調整 児童虐待等における警察官としての助言 警察署への緊急連絡等の判断における助言及び対応 警察署からの身柄付き通告時の対応 など <p>2 児童相談所警察官の配置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和5年度以降</th> <th>令和4年度まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察官（現職）</td> <td>1名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>警察官OB※</td> <td>—</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警察官OBは会計年度任用職員</p>	区 分	令和5年度以降	令和4年度まで	警察官（現職）	1名	—	警察官OB※	—	2名
区 分	令和5年度以降	令和4年度まで								
警察官（現職）	1名	—								
警察官OB※	—	2名								

イメージ



〈拡充〉市立保育所における医療的ケア児保育事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話: 457-2827

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	12,666	7,293	0	0	5,373

※(保育所費) 会計年度任用職員の一部、市立保育所運営事業の一部、保育事業運営経費の一部の合計

目的	保育ニーズの多様化に対応するため、市立保育所における医療的ケア児の受け入れ体制を整備する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から市立佐鳴台保育園において、医療的ケア児の受け入れを開始した。 令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、支援施策の実施や保育所等に在籍する医療的ケア児に対する適切な支援が地方自治体や設置者の責務となった。
事業内容	<p>市立保育所における医療的ケア児受け入れ体制を整備する。</p> <p>1 医療的ケア児の受け入れ体制の整備</p> <p>(1) 浜松市立保育所における実施園の拡大 (1園→2園) 佐鳴台保育園、ほか1園</p> <p>(2) 受け入れ対象年齢の拡大 (3歳児以上→満3歳以上)</p> <p>(3) 受け入れ人数 1園あたり1~3名 ※医療的ケアの内容により、受け入れ数を調整</p> <p>2 入所に係る検討会・研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れの可否に係る検討会の実施 受け入れ園における安全委員会の開催や職員研修の実施

〈イメージ図〉

医療的ケア児への支援内容事例



医療的ケア児の受け入れのための検討会、研修等の実施



市立佐鳴台保育園移転新築事業

こども家庭部幼児教育・保育課

電話: 457-2827

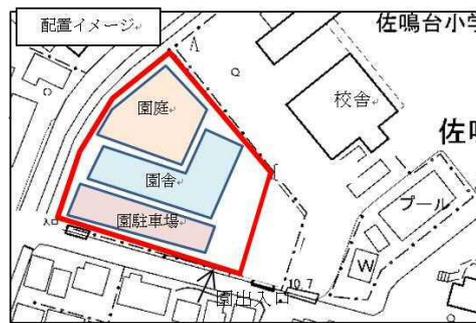
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	238,748	0	0	27,267	211,481

※市立保育所施設整備事業の一部

※財源(その他) 森林環境基金繰入金ほか

目的	園児や職員、保護者等の施設利用者及び周辺地域における安全性の向上や、施設の維持に支障を来す不具合箇所の解消を図り、適切な教育・保育環境を確保する。																																			
背景	市立佐鳴台保育園の園舎は、築後45年(昭和53年建築)が経過し経年劣化が進んでいるとともに、保護者送迎用駐車場の不足などの課題がある。																																			
事業内容	<p>市立佐鳴台保育園の園舎を旧教育センター敷地に移転新築し、園の機能を移転する。</p> <p>1 事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 地質調査、設計 令和4年度 設計、園舎新築工事 令和5、6年度 園舎新築工事、保育園移転 令和7年度以降 旧園舎の解体 <p>2 事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事費 235,140千円(移転新築工事) 委託料 3,608千円(工事監理委託、現園舎取り壊しのためのアスベスト調査) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移転新築工事</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育園機能移転</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>旧園舎の解体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円)</td> <td>3,196</td> <td>21,019</td> <td>238,748</td> <td>369,546</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R3	R4	R5	R6以降	地質調査	→				設計		→			移転新築工事			→		保育園機能移転				→	旧園舎の解体				→	事業費(千円)	3,196	21,019	238,748	369,546
区分	R3	R4	R5	R6以降																																
地質調査	→																																			
設計		→																																		
移転新築工事			→																																	
保育園機能移転				→																																
旧園舎の解体				→																																
事業費(千円)	3,196	21,019	238,748	369,546																																



私立保育所等にかかる施設運営事業

こども家庭部幼児教育・保育課

電話:457-2827

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	19,204,848	13,556,682	0	477,453	5,170,713

※特定教育・保育施設運営事業、特定地域型保育事業所運営事業の合計

※財源（その他）私立保育所保育料ほか

目的	私立保育所等に対する運営に要する経費の給付により、施設を利用する児童が健やかに成長するよう支援する。																																																							
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度から開始した子ども・子育て支援新制度により認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業に対する財政支援の仕組みが共通化された。 国の保育士等処遇改善臨時特例事業に伴い、令和 4 年 2 月より職員の収入を 3%程度の処遇改善が実施された。 																																																							
事業内容	<p>施設型給付費 16,846,756 千円 (R4:16,293,333 千円) 地域型施設給付費 2,358,092 千円 (R4 : 2,256,231 千円) ※実費徴収に係る補足給付事業を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要 国が設定した公定価格(教育・保育に通常要する費用)を支弁する ※認定こども園・幼稚園及び地域型保育事業所は、公定価格から利用者負担額を控除した額 施設数及び定員の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設種別</th> <th colspan="3">施設数 (園)</th> <th colspan="3">定員 (人)</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R4</th> <th>増減</th> <th>R5</th> <th>R4</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園</td> <td>79</td> <td>74</td> <td>5</td> <td>12,061</td> <td>11,299</td> <td>762</td> </tr> <tr> <td>私立保育所</td> <td>39</td> <td>43</td> <td>△4</td> <td>3,920</td> <td>4,360</td> <td>△440</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園 (新制度)</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>2,420</td> <td>2,070</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>0</td> <td>817</td> <td>832</td> <td>△15</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>568</td> <td>559</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>196</td> <td>192</td> <td>4</td> <td>19,786</td> <td>19,120</td> <td>666</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	施設数 (園)			定員 (人)			R5	R4	増減	R5	R4	増減	認定こども園	79	74	5	12,061	11,299	762	私立保育所	39	43	△4	3,920	4,360	△440	私立幼稚園 (新制度)	14	11	3	2,420	2,070	350	小規模保育事業	53	53	0	817	832	△15	事業所内保育事業	11	11	0	568	559	9	合計	196	192	4	19,786	19,120	666
施設種別	施設数 (園)			定員 (人)																																																				
	R5	R4	増減	R5	R4	増減																																																		
認定こども園	79	74	5	12,061	11,299	762																																																		
私立保育所	39	43	△4	3,920	4,360	△440																																																		
私立幼稚園 (新制度)	14	11	3	2,420	2,070	350																																																		
小規模保育事業	53	53	0	817	832	△15																																																		
事業所内保育事業	11	11	0	568	559	9																																																		
合計	196	192	4	19,786	19,120	666																																																		

〈拡充〉幼稚園教諭・保育士等への住居費支援事業

こども家庭部幼児教育・保育課

電話:457-2827

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	子育て・教育	215,730	140,124	0	0	75,606

※保育士等確保対策費助成事業の一部、私立幼稚園教育振興助成事業の一部の合計

目的	幼稚園教諭等家賃支援事業の新設及び保育士宿舍借り上げ支援事業の見直しにより、新たな人材の確保及び就業継続・離職防止を図る。																		
背景	私立幼稚園は、一時預かり事業等の実施により、保育所等と同様に待機児童対策の一翼を担っているものの、認定こども園等を対象とする保育士宿舍借り上げ支援事業と同等の助成制度がなく、幼稚園教諭の確保が喫緊の課題となっている。																		
事業内容	<p>保育士宿舍借上げ支援事業の見直しに伴う財源を活用し、新たに幼稚園教諭等家賃支援事業を実施する。</p> <p>1 幼稚園教諭等家賃支援事業費補助金の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設： 一時預かり事業を実施する私立幼稚園 ・対象者： 正規で雇用する幼稚園教諭、保育士 ※採用された日から7年以内とする ・補助額： 上限14,000円/月 ※自己負担額を超えない額とする <p>2 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金の見直し内容（一定の経過措置あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設： 企業主導型保育事業を除外 ・対象者： 非正規職員（パート・非常勤・契約社員等）を除外 ・1施設あたりの人数制限： 2・3号認定の定員20人につき1人に限定 <p><事業内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助金名</th> <th>事業費</th> <th>対象施設</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>幼稚園教諭等家賃支援事業費補助金</td> <td>5,544千円</td> <td>幼稚園</td> <td>市単</td> </tr> <tr> <td>見直し</td> <td>保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金</td> <td>210,186千円</td> <td>認定こども園、保育所、地域型保育事業</td> <td>国2/3</td> </tr> </tbody> </table>				区分	補助金名	事業費	対象施設	財源	新規	幼稚園教諭等家賃支援事業費補助金	5,544千円	幼稚園	市単	見直し	保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金	210,186千円	認定こども園、保育所、地域型保育事業	国2/3
区分	補助金名	事業費	対象施設	財源															
新規	幼稚園教諭等家賃支援事業費補助金	5,544千円	幼稚園	市単															
見直し	保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金	210,186千円	認定こども園、保育所、地域型保育事業	国2/3															

〈新規〉 私立保育所等保育補助者雇上強化事業

こども家庭部幼児教育・保育課

電話:457-2827

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	560,378	420,283	0	0	140,095

※私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業の一部

目的	保育士の業務を補助する者を雇い上げるにより、保育所等に勤務する保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止・保育人材の確保を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童対策に伴う私立保育所等の施設整備による定員の拡大により、必要となる保育士数は増加し、保育士確保が非常に困難な状況である。 ・新型コロナウイルス感染症対策や送迎用バスにおける置き去り防止策など、子供の安全対策に係る業務は増加しており、安全・安心な保育を提供していくためには、保育士の業務負担軽減を図る施策が重要である。
事業内容	<p>保育補助者（保育士資格を有しない者）を新たに雇用するための費用の一部を補助する</p> <p>私立保育所等保育補助者雇上強化事業費補助金の新設 R5 事業費 560,378 千円（財源：国 3/4 市 1/4）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象施設 認定こども園、保育所及び地域型保育事業 182 施設 2 補助基準額 1 施設あたり 3,079 千円（上限） 3 補助対象者・要件 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格を有しない者 ・保育に関する実習を受けた者又は同等の知識及び技能がある者 ・新たに保育補助者を雇用すること ・本事業により配置する保育補助者に保育士資格の取得を促すこと 等

《保育の様子》



〈拡充〉 保育所等巡回支援事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2864

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	40,267	17,861	0	0	22,406

目的	<p>保育所等において障害が“気になる”段階から支援を行うための体制整備を図るとともに、福祉サービス事業所や行政等の関係機関と連携して支援を行うことで地域の支援体制の強化を図る。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度の事業開始以降、市内の保育所等の施設数及び発達に課題のある児童の数は増加しており、保育所等の施設へ支援が行き届いていない課題がある。 保育所等職員が、園児個々の特性を見立て、適切な支援が可能となるよう支援を行うとともに、適切なサービスにつなげるため地域の関係機関とのネットワーク作りが必要である。
事業内容	<p>1 園訪問支援事業</p> <p>(1) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの臨床心理士や保育士等の専門員が、保育所等からの申し出により、保育所等の職員に対し、発達障害児等の見立てや対応を支援。 状況に応じ地域の障害児の支援機関との連携体制を整える。 <p>(2) 見直し内容</p> <p>令和 5 年度から、訪問支援に従事する事業者を 1 事業者追加 (2 事業者→3 事業者) し、訪問支援回数を拡充。</p> <p>2 事例検討会</p> <p>児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所、市内保育施設等を対象とし、医師等のアドバイザーを迎え、事例検討会等を実施することで、専門員及び保育所等の職員や支援機関の資質向上と支援の充実を図る。</p>
<p>【支援のイメージ】</p> <p>園からの申込により心理士や保育士など療育の専門職(専門員)が保育園・幼稚園を訪問</p> <p>専門員が園の環境設定や子どもの様子を観察し、アセスメント</p> <p>専門員より園へ環境設定、子どもの見立てや関わり方保護者支援等について具体的アドバイス</p> <p>園において専門員のアドバイスを元に子どもや保護者支援を実施 専門員からのアドバイスを他児への支援に活用&応用していくことで園のスキルアップに!</p>	

〈新規〉ケアワーカーロールモデル構築事業

健康福祉部介護保険課
電話: 457-2862

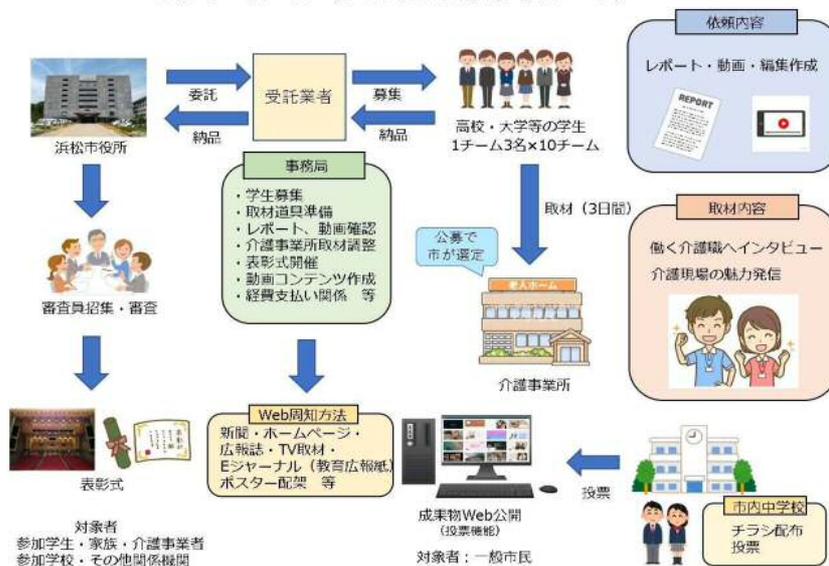
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	3,000	0	0	0	3,000

※介護人材確保対策事業の一部

目的	介護職員のロールモデルを構築し、広く情報発信することで、介護職への就職希望者を増やすとともに、職員の離職防止にもつなげる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期浜松市介護保険事業計画で、令和7年には市内介護職員が約2,200人の不足が見込まれている。 ・国主導で介護職員の賃金改善は進んでいるものの、介護職に対するネガティブなイメージは根強く、有効求人倍率は他産業と比較して高い水準にある。
事業内容	<p>学生等による取材活動等を通して、介護職のやりがいや離職防止につながるロールモデルを作成し情報発信する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 募集 高校・大学等の学生 30名程度 (3名×10チーム) 2 活動内容 応募した学生がインタビュアーとなり、介護施設や職員の取材活動を実施。取材を通じて発見した介護職の魅力等を、介護職のロールモデルとしてレポートや動画にまとめる。 3 表彰 取材の成果物は、WEB投票によるコンテストを行い、優秀作品を表彰 4 その他 成果物は市ホームページ等の媒体で周知

ケアワーカーロールモデル構築事業 (イメージ)



新型コロナウイルス感染症対応事業

健康福祉部健康医療課
電話:453-6178

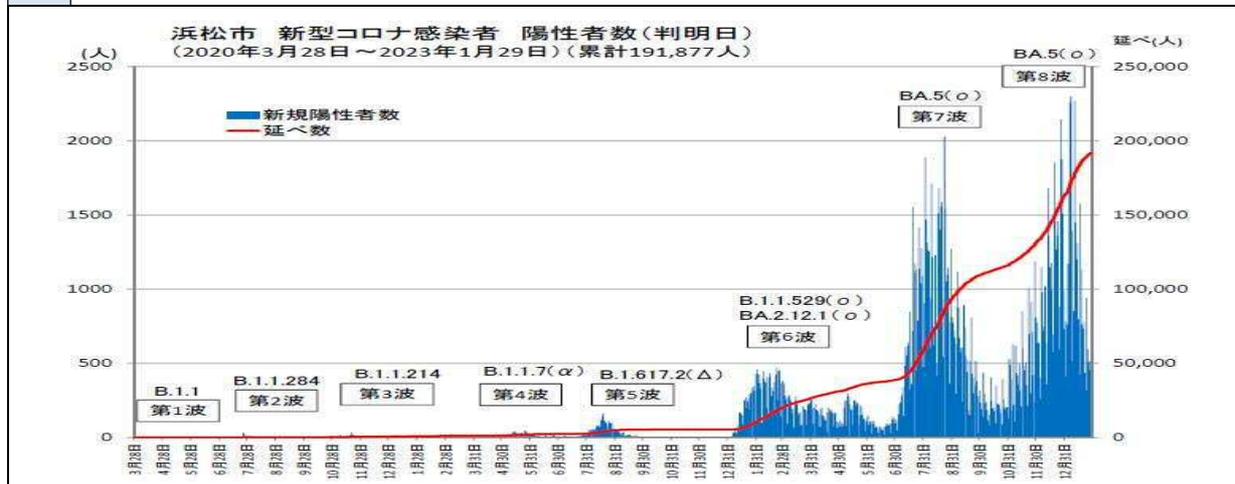
(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,474,989	631,805	0	19,118	824,066

※関連課 健康福祉部保健環境研究所(電話:411-1311)、健康福祉部保健総務課(電話:453-6111)、健康福祉部生活衛生課(電話:453-6118)

※財源(その他) 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金

目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し、市民の安全安心な生活を確保する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月に初めて国内で新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、不定期に流行が発生しており、未だ収束に至っていない。 令和4年7月から9月までの「第7波」において、本市では70,704人と過去最大の患者数となった。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 感染症対策事業(生活衛生課) 1,102,602千円 <ul style="list-style-type: none"> 検査費用及び入院医療費の自己負担分を公費負担 患者搬送車運転委託、搬送引率看護師・事務従事者の人材派遣受入による体制整備 陽性と診断された帰宅困難者のタクシーによる搬送(平日昼間)など 発熱等受診相談センター運営事業(保健総務課) 289,602千円 電話相談、受診調整業務、患者を対象とした健康フォローアップ 食中毒、感染症検査事業(保健環境研究所) 49,589千円 検査のための試薬等の購入 PCR検査センター設置運営事業(保健総務課) 16,832千円 PCR検査センターの交通誘導 保健所等維持管理運営事業(保健総務課) 10,270千円 自宅療養者への健康チェック、支援物資の郵送 夜間救急医療事業(健康医療課) 4,679千円 陽性と診断された帰宅困難者のタクシーによる搬送(平日夜間・休日) 人件費 会計年度任用職員(健康医療課) 1,415千円 夜間救急室におけるコロナ検査実施時等の看護師に対する勤務手当



〈新規〉浜松・雄踏斎場再整備事業

市民部市民生活課
電話:457-2026

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費及び 債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	安全・安心・ 快適	37,339	0	0	0	37,339

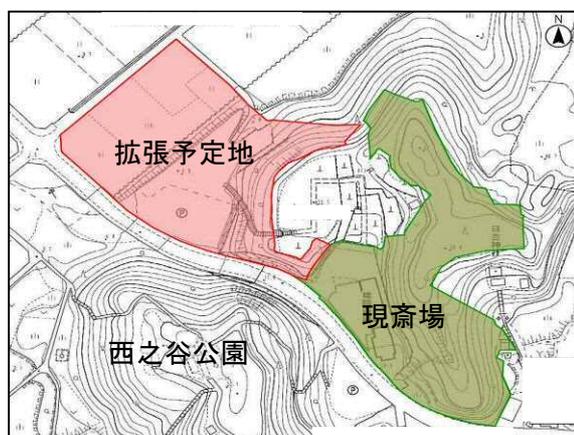
※債務負担行為 事項:浜松・雄踏斎場再整備業務委託費 期間:令和23年度まで
限度額:特定事業の実施に要する経費

目的	平成28年2月策定の「浜松市斎場再編・整備方針」に従い、浜松斎場及び雄踏斎場の再整備を行う。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 火葬体数は、令和22年をピークに年々増加する見込みである。 浜松斎場は築51年、雄踏斎場は築27年を経過し、建物・設備の老朽化が顕著である。
事業内容	<p>1 浜松・雄踏斎場再整備事業 事業期間 令和6年3月～令和24年3月 内 容 浜松斎場 建替え(14基→8基) 雄踏斎場 近接地へ拡張4基増設、既存3基改修(3基→7基)</p> <p>2 斎場再整備事業に係るアドバイザリー業務 36,003千円 事業期間 令和3年度～令和5年度 内 容 浜松市斎場再整備の実施方針、要求水準書等の作成や契約までの支援</p> <p>3 スケジュール 令和6年3月 事業者との契約 令和6年度 設計 令和7～8年度 工事 令和9年度中 供用開始</p>

浜松斎場事業範囲



雄踏斎場事業範囲



〈新規〉3歳児健康診査における集団屈折検査

健康福祉部健康増進課
電話:453-6130

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	7,160	3,344	0	0	3,816

※妊産婦乳幼児健康診査事業の一部

目的	乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能となるため、3歳児を対象とした健康診査において視力検査のひとつである屈折検査を対象児全数に実施できるような体制整備をすることにより、乳幼児の弱視等の早期発見につなげる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団健診を実施している浜北区及び天竜区では、屈折検査機器を導入し、対象児全員に屈折検査を実施している。 ・ 中区・東区・西区・南区・北区の5区においては、かかりつけ医療機関での個別健診を実施しており、医療機関によって屈折検査実施の有無が異なる。
事業内容	<p>個別健診にて3歳児健康診査受診者のうち、機器を用いた屈折検査未実施の児に対して集団検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 個別健診を受診する満3~4歳未満の児(5区)のうち、屈折検査未実施の児 2 実施方法 市内保健福祉センター等において、月1回程度集団検査を実施

〈機器を用いた屈折検査のイメージ〉



〈屈折検査の有効性〉

- ・ 人の視機能は3歳頃までに急速に発達して6~8歳頃に完成し、生涯の視力が決まる。
- ・ 屈折検査は、弱視等をスクリーニングする検査である。

〈新規〉低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	健康福祉部健康増進課 電話：453-6130
----------------------------------	---------------------------

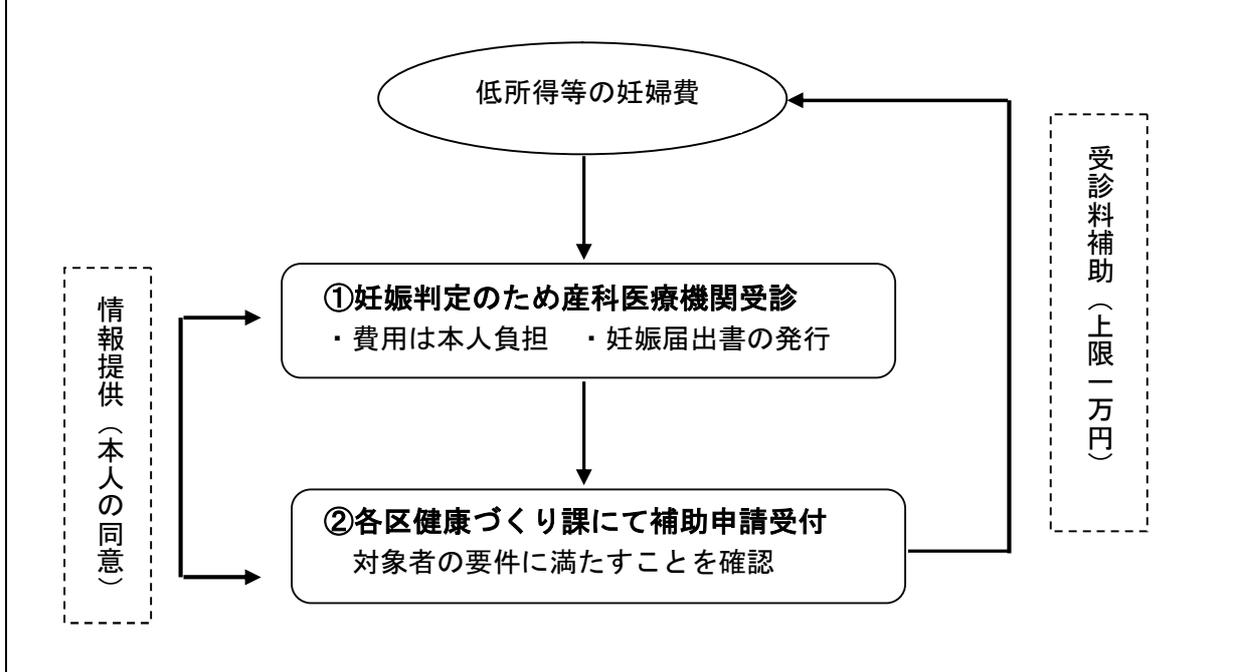
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	3,990	1,995	0	0	1,995

※母子相談事業の一部

目的	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、対象妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・初回受診費用は数千円程度であるが、支払う余裕がなく、医療的ケアを一切受けず出産に至る人もいる。 ・国は、令和5年度より住民税非課税世帯の妊婦等を対象とした妊娠届出前における産科受診料の支援として、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業を創設する。
事業内容	<p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦のうち、以下の要件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ①所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること ②妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市が必要に応じて支援に必要な情報（妊婦健診の未受診や家庭の状況等を含む）を共有することに同意すること <p>2 実施方法</p> <p>(1) 初回産科受診料補助（上限1万円） 低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整 把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。</p>

〈支援スキーム〉



母子予防接種事業

健康福祉部健康増進課
電話:453-6130

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,867,651	61	0	28	1,867,562

※財源(その他) 予防接種証明手数料

目的	<p>予防接種法に基づき、子どもを対象とする予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p>								
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・HPV ワクチンの定期接種は、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられ、平成25年6月から積極的勧奨が差し控えられていたが、令和3年11月に接種勧奨が再開された。 ・積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対して、時限的(令和4年4月から令和7年3月までの3年間にキャッチアップ接種を行っている。 <p>※HPV ワクチン 子宮頸がんをおこしやすいタイプである HPV (ヒトパピローマウイルス) 16 型と 18 型の感染を防ぐことができるワクチン</p>								
事業内容	<p>1 事業内容 予防接種法第2条に「A類疾病」と規定されている以下の疾病にかかる予防接種を、医師の協力のもと実施する。 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib 感染症、肺炎球菌感染症(小児が罹患するものに限る)、ヒトパピローマウイルス(HPV) 感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス</p> <p>2 (新規) 9 価 HPV ワクチン接種事業 309,221 千円</p> <p>(1) 開始時期 令和5年4月1日</p> <p>(2) 接種対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定期接種 平成19年4月2日～平成24年4月1日生まれの女子 ②キャッチアップ接種 平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女子 <p>(3) 接種回数 6か月の間に3回接種</p>								
HPV ワクチンの種類									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>ワクチンの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 価</td> <td>子宮頸がんの原因となる HPV のタイプが少なくとも 15 種類あるうち、最も多く検出される HPV16、18 型の感染予防(計 2 種類)</td> </tr> <tr> <td>4 価</td> <td>上記に加え、尖圭(せんけい)コンジローマの主要な原因となる HPV6、11 型を含む(計 4 種類)</td> </tr> <tr> <td>9 価</td> <td>上記に加え、HPV31、33、45、52、58 型を含む(計 9 種類)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	ワクチンの内容	2 価	子宮頸がんの原因となる HPV のタイプが少なくとも 15 種類あるうち、最も多く検出される HPV16、18 型の感染予防(計 2 種類)	4 価	上記に加え、尖圭(せんけい)コンジローマの主要な原因となる HPV6、11 型を含む(計 4 種類)	9 価	上記に加え、HPV31、33、45、52、58 型を含む(計 9 種類)
種類	ワクチンの内容								
2 価	子宮頸がんの原因となる HPV のタイプが少なくとも 15 種類あるうち、最も多く検出される HPV16、18 型の感染予防(計 2 種類)								
4 価	上記に加え、尖圭(せんけい)コンジローマの主要な原因となる HPV6、11 型を含む(計 4 種類)								
9 価	上記に加え、HPV31、33、45、52、58 型を含む(計 9 種類)								
新規									

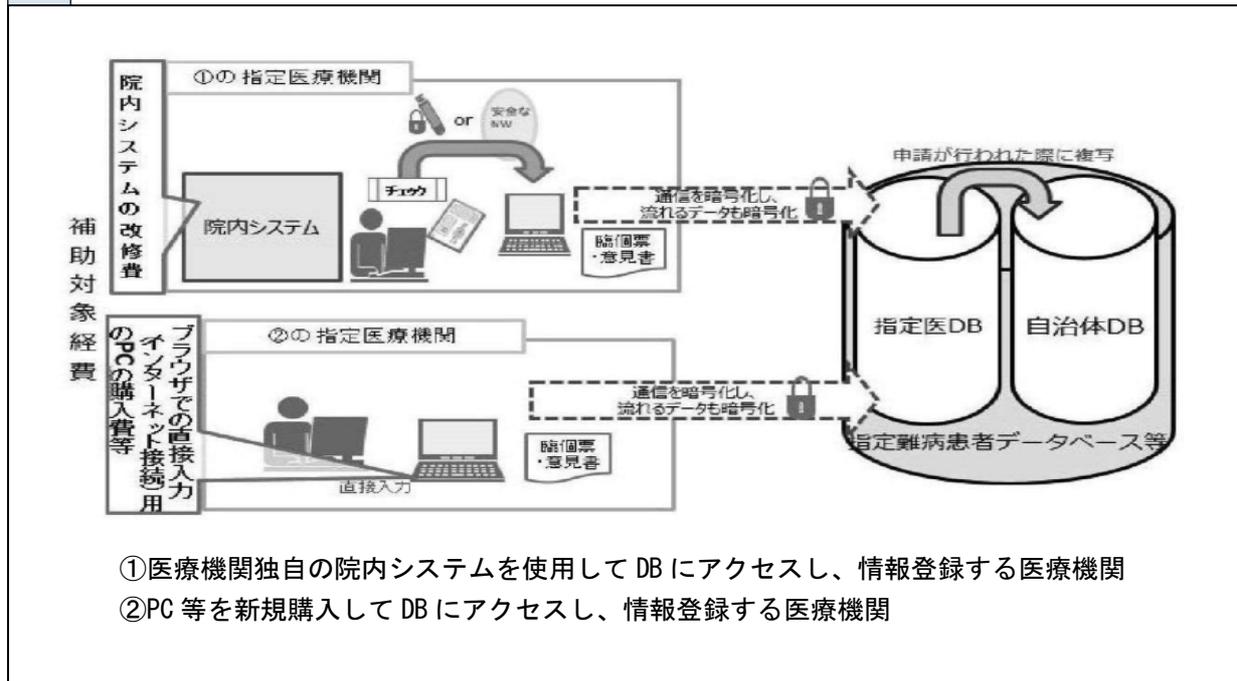
〈新規〉医療機関オンライン化支援事業

健康福祉部健康増進課
電話: 453-6130

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	7,350	7,350	0	0	0

※小児慢性特定疾病対策事業の一部、難病患者等支援事業の一部の合計

目的	小児慢性特定疾病及び指定難病にかかる医療機関等において、厚労省のデータベースに接続するためのシステム改修及び機器購入経費を支援することにより、オンライン登録の推進及び事務負担の軽減を図る。	
背景	医療意見書及び臨床調査個人票は、紙ベースでの交付が必要であり、医療機関等の事務負担が大きい。	
事業内容	国の補助金を活用し、医療機関がデータベースに接続するためのシステム改修及び機器購入経費等を支援する。	
	区分	小児慢性特定疾病
	対象機関	指定医が勤務する医療機関 57 か所（令和4年7月末時点）
	R5 対象	19 か所（57 か所×1/3）
	基準単価	1 医療機関あたり 5 万円
	指定難病	指定医が勤務する医療機関 384 か所（令和4年7月時点）
		128 か所（384 か所×1/3）



〈新規〉 デジタル機器を活用した糖尿病予防事業

健康福祉部健康増進課
電話:453-6130

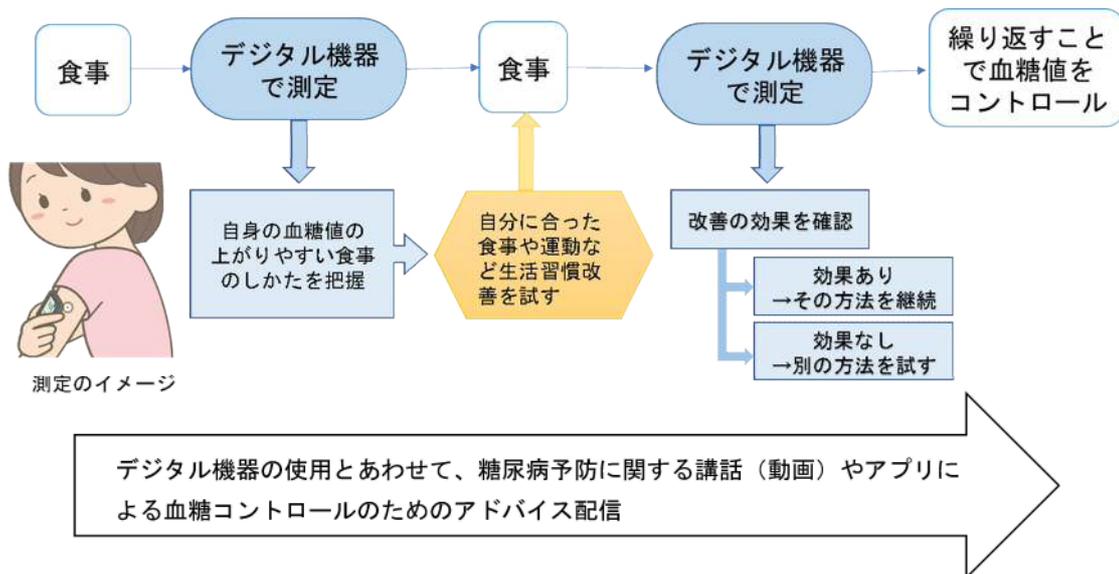
(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	844	422	0	0	422

※健康教育事業の一部

目的	健康寿命の延伸のため、当市の健康課題である糖尿病の発症予防を目的に、デジタル機器を用いて自身の血糖値の変動を知り、食事等の生活改善につなげる機会を提供する。
背景	本市は静岡県平均と比べ糖尿病予備群が多く、腎不全の死亡率が高いことから、糖尿病対策の必要性が高い。
事業内容	<p>1 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血糖値の変動を把握することができるデジタル機器を活用し、血糖値が上がりやすい自身の食事や行動を知ること、糖尿病予防のための望ましい行動改善の獲得につなげる。 ・デジタル機器の活用と併せて、医師等による講話動画の視聴やアプリによる生活改善に関するメッセージを発信し、行動改善に活かす。 <p>2 対象</p> <p>スマートフォンやデジタル機器を使用できるおよそ 35～60 歳までの市民のうち、以下のいずれかに該当する者（糖尿病治療中の人は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20 歳代と比べて体重が 10kg 以上増加している ・夜勤等不規則勤務をしている 等

【事業の流れ】



(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	7,647	0	0	0	7,647

※健康はままつ21 推進事業の一部

目的	市民の健康づくりの指針である「健康はままつ21（第2次健康増進計画）」、「浜松市歯科口腔保健推進計画」、「第3次浜松市食育推進計画」が令和5年度で期間満了となるため、令和6年度を初年度とする新たな計画を策定する。														
背景	令和4年度に、市民の健康に関する意識や状態を把握するための健康調査（市民アンケート）及び各計画の最終評価を実施した。														
事業内容	1 計画概要														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名称（仮）</th> <th>期間</th> <th>根拠</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康はままつ21 （第3次浜松市健康増進計画）</td> <td rowspan="3">令和6年度～ 令和17年度 （予定）</td> <td>健康増進法</td> <td>市民の健康増進</td> </tr> <tr> <td>第2次浜松市歯科口腔保健推進計画</td> <td>歯科口腔保健推進法</td> <td>市民の歯科口腔保健の向上</td> </tr> <tr> <td>第4次浜松市食育推進計画</td> <td>食育基本法</td> <td>市民の生涯にわたる健康的な食生活の実践</td> </tr> </tbody> </table>	計画名称（仮）	期間	根拠	目的	健康はままつ21 （第3次浜松市健康増進計画）	令和6年度～ 令和17年度 （予定）	健康増進法	市民の健康増進	第2次浜松市歯科口腔保健推進計画	歯科口腔保健推進法	市民の歯科口腔保健の向上	第4次浜松市食育推進計画	食育基本法	市民の生涯にわたる健康的な食生活の実践
	計画名称（仮）	期間	根拠	目的											
	健康はままつ21 （第3次浜松市健康増進計画）	令和6年度～ 令和17年度 （予定）	健康増進法	市民の健康増進											
第2次浜松市歯科口腔保健推進計画	歯科口腔保健推進法		市民の歯科口腔保健の向上												
第4次浜松市食育推進計画	食育基本法		市民の生涯にわたる健康的な食生活の実践												
2 業務内容															
<ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎調査・課題把握、分析 <ul style="list-style-type: none"> ・国や静岡県、他自治体における健康づくり施策に係る動向・実態調査 ・現行計画の進捗状況の確認、課題整理 ・令和4年度に実施した健康調査結果からの課題整理・分析 (2) 計画書案等の作成及び修正 <ul style="list-style-type: none"> ・国の計画見直しによる各指標の目標値の設定 (3) パブリック・コメントの実施 															
【計画期間】															
<p>The diagram illustrates the planning cycle from Heisei 25 (2013) to Reiwa 6 (2024+). It shows three parallel planning processes: <ul style="list-style-type: none"> 健康はままつ21 (Health Promotion Plan): 2nd cycle, with an intermediate evaluation in H29 and final evaluation in R4, leading to plan formulation in R5. 歯科口腔保健推進計画 (Dental and Oral Care Plan): 1st cycle, with an intermediate evaluation in H29 and final evaluation in R4, leading to plan formulation in R5. 食育推進計画 (Nutrition Plan): 2nd cycle, with an intermediate evaluation in H29 and final evaluation in R4, leading to plan formulation in R5. All plans then move to implementation in R6 and beyond. </p>															

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	662,185	545,673	0	0	116,512

目的	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する。
背景	「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(国の令和4年度補正予算(第2号))において、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体として実施する事業の創設が盛り込まれた。
事業内容	<p>1 伴走型相談支援 147,935千円 妊娠届出時から全ての妊婦・子育て世代に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しを立てるための面談やその後のプッシュ型の情報発信・相談の随時受付等の継続実施を通じ、必要な支援等につなぐ。</p> <p>①面談時期 妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間</p> <p>②面談の内容 対面での面談により、アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる。</p> <p>2 出産・子育て応援交付金 514,250千円 経済的支援として、令和5年4月以降に妊娠・出産した者に対し、妊娠届出時・出生届出時の2回に分けて計10万円の現金給付を行う。</p>

